

本県の特別支援教育の基本的な考え方

1 特別支援教育とは

従来の特殊教育では、障害のある幼児児童生徒の障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級等の特別な場で指導を行うことで、手厚くきめ細かい教育を推進することに重点が置かれてきました。

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、あらゆる教育の場において、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであります。

2 本県の特別支援教育の基本的な考え方

そこで、本県の特別支援教育を推進するため、次の3点を基本的な考え方とします。

- (1)すべての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在として認められること
- (2)幼児児童生徒が、地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指すこと
- (3)幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、そのもてる能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指すこと

3 本県の特別支援教育において対象となる幼児児童生徒

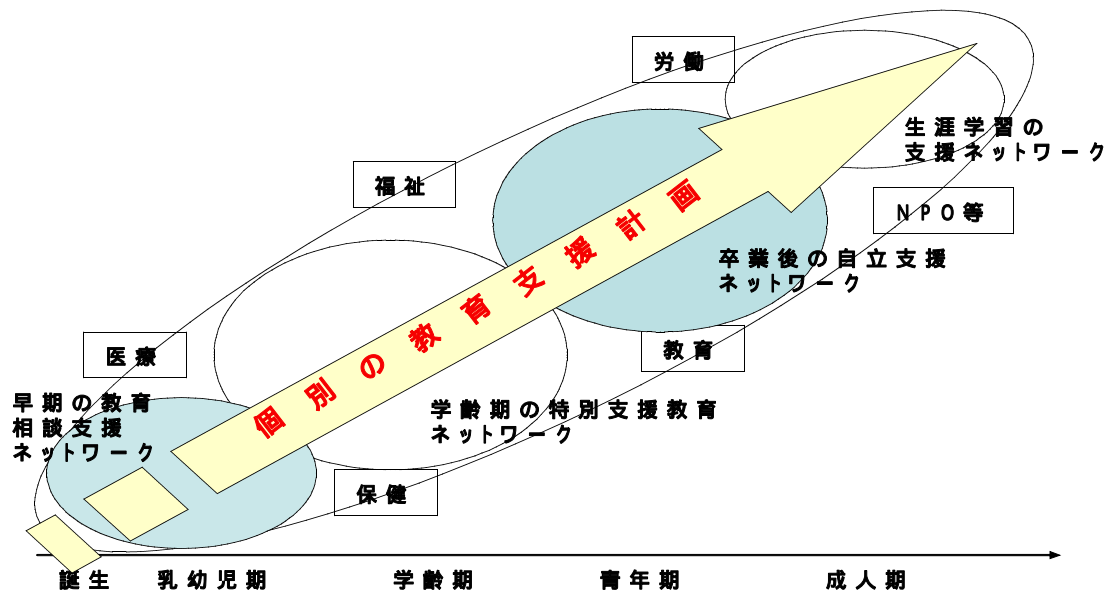
従来の特殊教育の対象の幼児児童生徒に加えて、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒を含めた障害のあるすべての幼児児童生徒とします。

4 一人一人のライフステージに応じた適切な支援

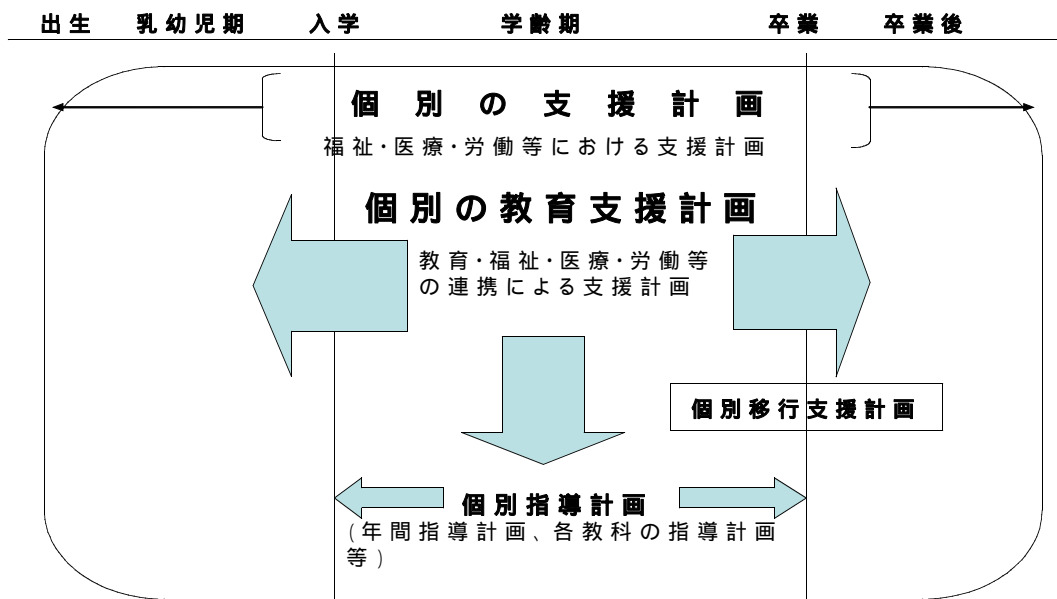
障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関による支援ネットワークを構築し、「個別の支援教育」^{*1}（学齢期にあっては、「個別の教育支援計画」^{*2}を作成）を立てて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行います。

*1 個別の支援計画 障害のある子どもの、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で、一貫して的確な支援を目的として策定される計画。教育、医療、保健、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含め、関係機関等の密接な連携協力を確保する必要がある。

*2 個別の教育支援計画 「個別の支援計画」の一部で、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応するという考えのもと、的確な教育的支援を行うため作成される支援計画。



(図1) ライフステージに応じた支援とネットワーク



(図2) 個別の教育支援計画と他の計画との関連